院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

順天堂大学医学部附属練馬病院と「保険薬局名称」

は、院外処方箋における問い合わせの運用について、下記の通り合意した。

　なお、保険薬局での運用に関しては、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1. 処方薬の適用範囲

　本合意の適用となる処方薬の適用範囲は、麻薬、覚醒剤原料、抗悪性腫瘍薬および登録医の確認が必要な薬品を除外したものとする。

1. 問い合わせ不要項目

　「院外処方箋問い合わせ簡素化プロトコル」（別紙）に挙げた項目については、包括的に薬剤師法23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして、個別の処方医への確認を不要とする。

1. 事後報告

　保険薬局において、問い合わせ不要項目に関する調剤上の変更を行った場合は、翌営業日までに順天堂大学医学部附属練馬病院薬剤科にFAXで事後報告する。

1. 合意の解除、変更

　合意の解除、内容の変更については、順天堂大学医学部附属練馬病院と合意した保険薬局が必要に応じて協議する。

本合意の立証のため、本合意書を2通作成し、双方署名捺印の上、各自1通を保有する。

以上

20　　年　　月　　日

住所　　練馬区高野台 3-1-10

名称　　順天堂大学医学部附属練馬病院

代表者　　病院長　浦尾　正彦　　　　印

住所

保険薬局名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

2024年4月1日（第１版）